

経験世界のヒュームの的再構成（一）

伊勢俊彦

序章 習慣と習慣以前、人間にとっての経験世界の成り立ち

これから、人間の認知と行動の場である経験世界の成り立ちにかんする、私なりに何ほどか独自と考えている見方の提示を試みる。それに際して私が導きの糸とするのは、デイヴィッド・ヒュームの哲学、その中でもとりわけ、習慣や自然の働きを人間の認知と行動の根底に見出すヒュームの姿勢である。

私が提示しようとする世界像形成のあり方においては、一つ一つ確かめられた部品の組み合わせによって、世界の全体が徐々に形を成していくというのではなく、いわば、最初に不確定、無際限な全体として与えられる世界の像が、経験を通じて徐々に削り取られ、次第に明確な形をとっていくことになる。しかし、このような見方は、ヒュームの哲学と直接に接続し得るものではない。私が考える世界像形成のあり方と、ヒュームの哲学的議論を結びつけるためには、やはり私なりのしかたによるヒュームの議論の再構成が必要である。

そうした再構成が必要な一つの局面は、ある種の体系内在的な完結性への志向をかなりの程度切り詰め、あるいは切り捨てることである。この志向は、習慣や自然に注目することによって得られるヒューム自身の重要な洞察としばしば衝突するからである。

もう一つの局面では、ヒューム自身が明確に主題とするに至っていない、習慣以前の習慣とも言うべきもののレベルが取り出されなければならない。私はそれを、ヒュームの議論を再構成するための補助線として利用する。それによって、ヒュームの哲学的洞察を、より普遍的なしかたで、現代のわれわれにも共通する諸問題に適用する可能性が開かれる。私はそう確信する。

人と人、人と物、物と物との関係からなる世界

われわれ人間にとって認識可能な世界は、何から成り立っているのか。現代の物理理論が描き出すような、ないしは現有の物理理論の発展によってさらに明らかにされるような、物質的なものとその相互作用から、われわれが住む世界は成る、というのも一つの答えであろう。また、ある種の論理的な見方からは、世界は現実的に真である命題の総体と言われるであろう。他方、生態学的な知覚論の見地からは、われわれにとっての世界は、生存のための行動を可能にする手がかり、ユクスキュルによる「作用のトーン」(ユクスキュル/クリサート 2005, pp. 87-99) や、ギブソンによる「アフォーダンス」(ギブソン 1985, pp. 137-157) の布置から成るとも言われ得る。しかし、多くの人々の日常的なとらえ方から言えば、世界を構成するのは、なによりも、われわれが日常の経験において出会う人々や、さまざまな物的対象であり、それらのあいだに見出される、人と人、人と物、物と物との関係であろう。こうした世界像は、現代哲学においては、例えばピーター・ストローソンの「記述的形而上学」(ストローソン 1978) の試みのうちに見てとることができる。

このようにして日常経験の世界を構成する人と人、人と物、物と物との関係のうち、最も目立った役割を果たすのは、原因と結果の関係である。ヒュームは、原因と結果の関係こそが、「世界の接合材 (cement of the universe)」(A 35; SBN 662¹⁾) であると言う。そして、原因と結果の関係は、ビリヤード玉の衝突と運動 (T 1.3.14.18; SBN 164²⁾) において見てとれるだけでなく、命令する者としたがう者のあいだ (T 1.1.4.5; SBN 13)、また、人とその所有物のあいだ (T 3.2.3.7; SBN 506) にも見てとれる。そして、ヒュームによれば、原因と結果の関係を構成するのは、これらの対象のあいだの恒常的连接と、原因から結果へ、結果から原因への精神の習慣的な移行である (T 1.3.14.1; SBN 156f.)。

二項関係の成り立つ条件

経験世界を構成し、世界についての語りにおいて指示される個物が同定される条件として、話し手と聞き手に共通の時間空間のシステムが必要であることを、ストローソンは指摘している (ストローソン 1978, pp. 25f.)。これに対して、ヒュームにおいては、個々の印象と観念や、それらのあいだの関係の見とりは、何らの先行条件もなしに成り立ち得る、プリミティブな事態とされる傾向がある。時間や空間の認識は、むしろ、個別的な諸知覚の関係をもとにした抽象観念として説明される。

しかし、こと原因と結果の関係にかんする限り、ヒュームは、原因と結果となる二項のみをどの角度から見ても、原因と結果の関係を構成する重要な特徴である必然的結合は見出されないと鋭くも指摘する (T 1.3.2.12; SBN 78)。そして、必然的結合を見出すとは、過去における同様の対象の接続の経験から、原因から結果へ、結果から原因へと移行行くように、精神が決定づけられるということにほかならない (T 1.3.14.1; SBN 156f.)。してみると、原因と結果のあいだの関係を見出すことは、対象のあいだの隣接と継起を同様のパターンの反復と認めるための、同一の時空的枠組みと、異なった時点と場所に出現する個物のあいだにいかなる観点から見て類似性が成り立つのか定める枠組みが、継続的に存在していることを要求すると言えないであろうか。とくに、命令と服従、所有のような、人と人のあいだの、あるいは人の物に対する権利や義務の関係が因果関係であるとするとき、たがいに関係づけられる二項を、主人と僕 (しもべ)、所有者と所有物として特徴づけるためには、それらの個体の可感的な性質だけでは明らかに不十分であろう。

もとより、そうした枠組みはア・プリオリに根拠づけられている必要も、一定不変である必要もない。たとえば、ビリヤード玉の衝突と運動を原因と結果の関係として認識するためには、平面と、その上を動く物体という組み合わせを含む、可感的な対象の運動が生起する日常的な時空の枠組みが必要であろう。こうした日常的な枠組みは、科学理論が初めて明らかにするような物体の運動のあり方を包摂する必要はない。それは、物体の運動にかんする科学的知に先立って、さらに言えば、日常の経験による知を含む、意識的な知一般に先立って、認知と行動の基層で作動する、意識されざる想定であり、いわば、認知と行動が描く図の、地をなすものである。

床の上に置かれたおもちゃの車に手を伸ばす幼児は、自分がその動作をなすあいだに体を支えている床が動かないということを意識に上らせてはいないが、その行動の成功は、床の不動性を前提としている。また、自分の動作が、目に見えない障害物によって中断されないこと、床の上に置かれた物体は、床そのものとは違って、動かすことができること、等々を、この子どもは、同様に意識に上らないしかたで前提している。しかし、この子のいる部屋の床が、地震が起こる、脱線した電車が建物に突っ込む、あるいは建物自体が建築の欠陥のために倒壊する等の事態によって、揺れ、傾き、ついには崩壊することがあり得ないわけではない。その他の想定についても同様であり、そ

れらが覆されるのは、その想定の上に行動している者にとっては驚くべき事態であろうが、理論的にも現実的にも不可能な事態ではない。

習慣と習慣以前のもの

こうした想定、ないし行動の前提となる態度は、意識的な反省を介しないで事物の連関について判断しているという点で、ヒュームが因果関係の核に見出す精神の習慣に似ている。しかし、必ずしも過去の経験によって形成されたとは言えない場合がある点で、ヒュームの言う習慣と異なるのではないか。乳児が床を這って移動しはじめるとき、つぎに手をつこうとする地点で、手が床を突き抜け、体が支えられなくて倒れるのではないかという恐れをもっていないことは明らかであろう。その意味で、この子どもは床の安定なことを意識に上せないかたちで前提しているのだが、それは過去の経験によってそうしているのであろうか。行動や経験によって何かを学ぶには、まず最初に行動に踏み出すことが必要である。そして、最初の行動の成功は、それまでの経験によって確かめられてはいない、数々の無意識な想定が幸いにも裏切られないことに依存している。

もちろん、人が成長し、行動の範囲が広がってゆくにつれ、体の移動を支える広い意味での「地面」は、平らな床ばかりではなくなる。階段やスロープ、それ以上に微妙な起伏のある屋外の地面を含むしかたで、それぞれの場合にうまく移動するための想定は複雑さを増し、その内容は過去の経験によって与えられる度合いが強くなってゆくであろう。ただし、同じように経験に応じて形を変えてゆく、前反省的な判断を含むとはいえ、因果関係を構成する習慣と、認知と行動の無意識的前提とのあいだには、もう一つの重要な違いが見出せる。前者の働きが露わになるのは、それが作用する手がかり、ヒュームの用語にしたがえば「現前する印象」が現われ、精神がそれに関係づけられた観念へと移行する場合である。これに対して後者の存在が露呈するのは、想定が裏切られ、認知や行動に問題が生ずる場合である。前者は、その作動が開始するときに姿を現わすのに対し、後者は、正常に作動しているあいだは姿を現わさず、その作動が停止するときに、これまで意識されずに作動していたことが気づかれるのである。

ここまで、「意識されざる想定」、「行動の前提となる態度」等、ややぼんやりした表現で指し示してきたものに、「前習慣」という名前を与えよう。それは、経験によって習慣が形成されるに先立って、経験の場となる行動に踏み出すとき、すでに無意識に作動しているという意味で、習慣の前にある何かである。と同時に、それは、経験が積み重なっていく過程で形を変えていくという点で、それ自体が習慣的な性格をもっている。こうした二つの性格をもつ、いわば習慣以前の習慣、それを以下では前習慣と呼ぶ。

前習慣的なものへの着目が開く視野

もともと、ヒュームの哲学的議論には、一方での自然や習慣への訴えと、他方での体系内在的な完結性への志向とのあいだの緊張関係が見出せる。そうした志向の一例が、その起源となる印象にさかのぼることで、観念の内実を確認するという、ヒュームに特徴的な議論の方法である。ヒュームは、「因果」や「所有」といった一般的な概念の内実を検討するさいに、くりかえし、「その観念のもとになった印象は何か」という問いを立てる。そうした方略は、因果関係の核をなす必然的結合の観念の根源が、習慣による精神の被決定の印象にほかならないという、目覚しい成果を生み出すこともある一方、所有をいったんは因果関係の一種としながら、議論を進めるにつれて所有の観

念の内実が不明となっていく場合 (T 3.2.6.2-6; SBN 527ff. 伊勢 2012, pp. 272ff.) のように、かえって問題をもつれさせる要因になる場合もある。人格の同一性をめぐる議論の迷走 (T App. 10; SBN 634) も、自我や人格の観念を探し求めるといふ探求の方針自体から生じているのではないかと、私は考えている。

体系内在的な完結を求める志向がもたらす困難は、過激な懐疑を導くものでもある。事実の問題にかんする経験的な推理の確実性それ自体を経験的な推理によって吟味するというしかたで、理性による理性の根拠づけを求めても、理論的には、いっさいの確信の消失を認めなければならないとヒュームは言う (T 1.4.1.6; SBN 183f.)。しかし、ここでヒュームが経験的な推理の確実性に疑問を投げかけるしかたは、習慣を根底とする経験的な議論というよりは、絶対的な確実性を求めて、少しでも疑い得るものは偽として投げ捨てる、誇張された懐疑に近づいているように見える。

私の議論の目論見は、一つには、体系内在的な完結性への志向よりも、自然や習慣への注目の方に寄り添うことによって、ヒュームの重要な洞察を救うことである。そのためには、ヒューム自身が明確に主題とするに至っていない、前習慣のレベルを取り出し、それをヒュームの議論を再構成するための補助線として利用することが必要であるというのが、ヒューム解釈上の私の主張である。しかし、それにとどまらず、前習慣的なものへの着目は、ヒュームの哲学的洞察を、より普遍的なしかたで、現代のわれわれにも通ずる諸問題に適用する可能性を開くと、私は考える。

というのは、われわれの認知や行動が、前習慣的なものから出発するとすれば、そこで立ち現われるのが、一つ一つ確かめられた部品を組み合わせによって、世界全体の像が徐々に形を成していくというあり方に代わり、いわば、最初に不確定、無際限な全体として与えられる世界の像が、経験を通じて徐々に削り取られ、次第に明確な形をとっていくという、世界像形成のあり方だからである。

こうした世界像形成のあり方をより具体的に示すにあたり、私は、まず人と人との関係を取り上げる。この世に生まれ落ちた瞬間、人は、自らを生んだ人を中心として、その周囲を含め、自分を世話し、育ててくれる人々への全面的な依存の状態にある。そして、そうした依存状態において、自分が安全であることが、新生児が生き続けることのできる条件である。とは言え、このような、自己の生存条件は、新生児自身によって意識されてもいないし、その条件が満たされているかどうか、結局のところ、経験的な事実の問題でしかない。このように、そもそも根拠がなく、しかもそれ自体として意識されていない想定が、人間の生を構成する認知と行動の根底にある。そのことは、人と物との関係、人の自己認識に即しても確認できると私は予想する。しかし、そのような無意識の想定機能が最も露わになるのは、人と人との関係においてであろう。

それゆえ以下ではまず、人と人とのあいだの明示的な関係が意識の対象として浮かび上がるための地をなす前反省的な土台の存在と機能を示すことを試みる。そのことによって、同様に前反省的な土台が、物と物との関係、人と物との関係、そして、人の自己に対する関係の認識を支えていることを明らかにする道筋が開けるであろう。

第一章 ケア・正義・信頼

ケアを与えケアを受けるという、主として親密圏での人間関係、合意による行動規範の採用や契

約による相互の責務の引き受けなど公共圏での人間関係、どちらを考察する場合も、われわれの注意は二者間の関係のみに向きがちである。しかし、これらの目に付きやすい二者関係は、いわばその背景ないし地として、ふだん意識には上りにくい習慣的なもの、さらには序章で述べた前習慣的なものを土台として成立する。本章では、こうした意識されない土台のあり方と働きを解明する端緒となるいくつかの手がかりを示し、それらの相互関係について考察する。

二者関係としてのケアの構図：ノディングズ vs. トロント

ケア論の分野では、ケアを与えケアを受けるという二者間の関係にもっぱら注目する図式が、まずノディングズ (Noddings 1984) によって提出されたと言えるであろう。これに対して、ケアを単に個人と個人の関係としてとらえるのではなく、民主主義的な政治社会という枠組みの中でのケア責任の分配に焦点を当てるのが、トロント (Tronto 1993, 2013) である。

トロントは言う。「母の腕に抱かれた赤ん坊というケアのイメージは想像力を強くとらえるが、ケアを歪曲するものである。」(Tronto 2013, p. 151) 新生児を養育するというケア作業は、母親一人が担うものとは限らない。家庭内では、父親、兄弟、祖父母、また、家庭外の地域社会の人々もまた、多かれ少なかれ、新しく生まれた子どもへのケアにかかわるのである (Ibid., p. 152)。

こうした、一対一の個人どうしにとどまらないケア関係の広がりを実態として示すだけでなく、トロントは、ケア関係の適正なあり方として、「ともにケアする (caring with)」を掲げる。これは、トロントが従前から示していたケアの諸段階³⁾を、民主主義的な社会において具体的に実現する、ケアの最終段階であり、「ケアへのニーズとそのニーズが満たされるしかたが、すべての人にとっての正義、平等、自由への民主主義的なコミットメントと矛盾しない」ことを要件とする (Ibid., pp. 22f.)。ケア責任の分配が、一つの政治社会という大きな枠組みの中で構想される必要があるのは、幼い子どもや、老齢、病気、障がい等によってケアをとくに必要とする人々のニーズを満たすために公的なサポートが欠かせないからでもあるが、それだけでなく、人間が本質的に関係的な存在であり、いかなる人も脆弱さ (vulnerability) を免れてはおらず、またいかなる人もケアの受け手あるいは施し手のいずれか一方のみであることはなく、ケアを受けると同時にケアを与える立場にあるからである (Ibid., pp. 30f.)。

それにもかかわらず、ケアは親密な個人どうしの関係のみに即してとらえられ、正義をはじめとする公共的な価値と切り離されがちである。トロントはこうした事態の淵源を、十八世紀の西欧に生じた社会構造の変化に見出そうとする。十七世紀までは、生産労働を含め、人々の活動の大半は、家族という単位の中で営まれていた。これに対し、十八世紀には、経済活動の主たる場が市場に移るとともに、人々は家族の外で様々な他の人々とかわりを持つようになり、人々の活動は、家族の外の公共的な世界で行なわれるようになった。こうして生じた家族と公共社会の分離に伴って、公共社会における行動を律するのは、普遍的な理性にもとづく原理とされ、道徳にかんする思考のあり方も、理性中心のものに転換した。そしてそれまで重要視されてきた徳や道徳感情は、公共的世界とは区別された私的な領域に属するものと考えられるようになった。こうした変化の結果、ケアは、親密な個人どうしの感情をベースとするものとして、普遍的な理性をベースとして構想される公共的な価値と分離されるに至る (Tronto 1993, chap. 2, passim.)。

ヒュームにおける善意と正義

こうした文脈で、トロントは、十八世紀スコットランドの道徳哲学、つまり、ハチスン、ヒューム、スミスの議論を取り上げる。トロントによると、彼らが行った課題は、「それまでの、人間の集合的なあり方に即した理解がもはや通用しない中で、徳を保持するという目的をいかに達成するか、その方法を見出すこと」であった (Ibid., pp. 36f.)。トロントは、ヒュームについてこう述べる。「ヒュームは、ハチスンとともに道徳感覚が自然であることを確信する一方で、こうした考えのみによって人間社会の作用を理解しようとするさいの問題点をいくつか認めてもいた。人々のあいだの距離が増大すると、人々がたがいによく振る舞い、他人のニーズのために自分の自己利益を犠牲にする必要を理解するとは期待できない。それに代わって、人間社会は正義の体系を作り出し、自己志向と他人志向の活動の適切なバランスを人々に教え込むのである。」 (Ibid. p. 45)

確かに、ヒュームは人の苦しみを見てとる共感や、人の幸福を直接に願う善意といった自然な心の働きが、正義にしたがう行動の十分な動機を提供し得ないことを認めていた。それはとりわけ、直接に人の幸福を図る行動の範囲が、家族や朋友のあいだに限られており、特別な関係のない他人の利益は、人の行動の恒常的な動機となり得ないからである (T 3.2.1.11-16; SBN 480-483)。一方、トロントも言うように、「善意が正義の根」であり、「正義は善意という自然な考えの上に成り立つ人為的な徳」である (Tronto 1993, p. 45)。では、善意と正義は、どのようにしてたがいにつながるのだろうか。

この問いへの解答は、人を正義にしたがう行動へと動機づけるしくみを示し、そのしくみを構成する諸要素と善意との関係を明らかにすることによって与えられる。そう考えるのが自然であろう。トロントが、「人間の合意 (convention) と法」が、正義を「強化し、支える」と言うときも、そのような動機づけのしくみが想定されている (Loc. cit.)。しかし、私はここで、一つの視点転換を試みる。そして、そのことによって、ヒュームの社会哲学と、トロントの構想する多項的で開かれたケアのあり方とのかかわりを明らかにしたい。

家族と公共社会

まず、家族と公共社会の関係に触れたヒュームのテキストを二箇所確認しておこう。

「(自然な欲求が) 両性を結びつけ、結合を維持して、やがて、二人のあいだの子どもに対する関心から新しい絆が生ずる。この新しい関心が、両親と子どもの結合の原理ともなり、さらに多くの人間からなる社会を形成する。ここでは、両親がより優れた体力と知恵を生かして統治し、同時に、子どもに抱く自然な愛情が両親の支配力の行使を抑制する。しばらくすると、習慣が子どもの柔軟な精神に働いて、子どもは社会から受け取ることのできる利点に気づき、それと並んで、習慣はたがいの結びつきを妨げるごつごつした角や扱いにくい感情をこすりとり、子どもたちを社会に合わせてだんだんと型にはめる。」 (T 3.2.2.4; SBN 486)

「(利益を求める) 情念が抑制されるのは、財の保有を固定させる規則を確立することによってなのだから、その規則が非常に分かりにくく、思いつくのが困難なものだとすれば、社会は、いわば偶然に、多くの時代を経て生じたと見なされなければならない。しかし、実際には以下のとおりであるとすればどうか。その規則はこの上なく単純で分かりやすい。親は誰でも、子どもたちのあいだで平和を保つためにこの規則を確立しなければならない。そして、正義のこの最初の萌芽は、日毎、社会の範囲が広がるとともに成長するに違いない。これらすべては、確実に、明らかに見てとれる

はずである。そうであるとすれば、こう結論してよい。人間が社会に先立つ野蛮な条件の下に長いあいだ留まることはおよそ不可能であり、人間のもっともはじめの状態と立場は社会的であると見なすのが正当である。」(T 3.2.2.14; SBN 493)

ここでは、正義の第一の法である「財の保有の固定の規則」が最初に確立されるのは、親が子どもたちのあいだで平和を保つためであるとされる。この叙述は、一見、正義は社会の成員どうしの利益の感覚に導かれた合意にもとづくというヒュームの基本的な論点と食い違っているように思われるかもしれない。ここに見られるのは、独立した諸個人が、それぞれの利益を顧慮して、たがいの行動を律する規則を確立するというより、たがいに依存し合う人々が、他の人々の配慮に待って、安定した関係を保つという構図である。しかし、この二つの構図は、対立するように見えて、むしろ相補的である。各人が、それぞれ支配し享受している財を固定した所有となし、たがいに手を出さないという規則が明示的に成立する。その背景に、たがいのたがいに対する配慮を信頼し、明示的な保証がなくても安んじて身を委ねる習慣的な態度が見出される。これに加えて、規則にしたがう行動の定着が、たがいを信頼する習慣的な態度を強化する。このような、明示的な個人と個人の関係と、習慣的な態度との相互作用は、正義のような公共社会における関係だけでなく、「私的な」領域でのケア関係を支えるものでもある。このことを、以下、A. C. バイアーが論じている「信頼/信託 (trust)」の概念 (Baier 1993) を援用してより具体的に明らかにしたい。

バイアーの信頼 / 信託概念

バイアーは言う。人が、大切なもの、気にかけているものを、まったく自分ひとりで守りきることができる場合はまれである。人は、大切なもの、気にかけているものの安全について、多かれ少なかれ、ほかの人を信頼し、その人の手に委ねている (Ibid., p. 95)。一般的に、人を信頼する (trust) ということは、その人に何かを委ね、託する (entrust) ということでもある。こうして、信頼ないし信託を、「A は B を信頼し、自分が価値を置くもの C を委ね託する」という三項述語として理解する図式が提示される (Ibid., p. 101)。

こうした信頼/信託のあり方は、もっとも親密で私的な家族どうしの関係から、公共の場での見知らぬ他人との関係まで、あらゆる場面に見出される。人間の生は、自分に必要な食事、住居、衣服等々の供給と維持について、養育者、多くの場合は親が配慮してくれることに頼った状態から出発する (Ibid., p. 108)。またわれわれは、日常的に、他人からの攻撃を何ら警戒することなく、図書館の人気のない書棚のあいだで見知らぬ人々と行き交い、列車や飛行機で居眠りし、操縦士、運転士、また医師ら専門家に身の安全を委ねる (Ibid., p. 98)。

また、こうした信頼/信託を行なう人は、その信頼/信託について意識的であるとは限らない。信頼/信託は、意識に上らない場合もあり得るし、意識されてはいても、意識的・自発的な選択によるのではない場合、またそれと並んで、意識的な選択によって確立し、醸成されるような場合もあり得る (Ibid., p. 110)。

無意識の信頼/信託の典型的な例は、幼い子どもの親に対するものである。子どもは、いわば、自分の生存を支えてくれる人やものの存在を、なんらの正当化もなしに根源的に信頼する態度をもって生まれてくる。その態度が意識の対象となり、その態度を続けるかどうかの選択が問題となるのは、その信頼を揺るがし、破壊するような事態が生じて初めてのことである (Ibid., pp. 106f., 110)。

これと反対に、意識的に選択され確立される信頼/信託の典型例は、約束にもとづくものである。

約束の注目すべき点は、約束において、「私を信頼して」という招きを受け入れるか受け入れないかが、随意的であるということにある。一般的に言えば、信頼/信託は、それを行なう人の随意によって成立するものではない。信頼するか、しないかという選択が存在する状況で、信頼しようと決めるだけで信頼することはできない。ところが、「約束は、言葉の魔術によって、実際に自発的な短期的な信頼を創始することができるように見える。約束は、責務を負う側の随意によって責務を生み出すだけでなく、信頼する側の随意によって信頼を生み出す。」⁴⁾ (Ibid., p. 111)

約束による信頼の確立は、単なる意志の表明とその受け入れというだけでは説明できず、我々は、それが成り立つ背景条件に目を向けなければならない。それらが含むのは、「ヒュームが強調するさまざまな社会的取り決め (合意 conventions) や処罰の習慣だけでなく、朋友や家族への信頼のように、より人為的でなく、随意的でない形の信頼が前もって存在すること」であり、未来の行動にかかわる約束以前に、現在の時点で完結する交換や握手 (つまり、自分の手を相手の手の中に委ねること) の場面で、相手を信頼する習慣が成立していることである (Ibid., p. 112)。

このように重なり合い、絡み合ったさまざまな種類の信頼/信託関係を区分し解きほぐす手がかりとしては、意識的か否か、随意的か否かという特徴づけと並んで、時間的な持続による特徴づけを挙げることができよう。子どもの親に対する信頼は、それを覆す事態が生ずるまで、期間の定めなく続くと想定される。その反対に、前もって特にかかわりを持ったことのない他人との、公共の場でのやりとり、例えば市場での物のやりとり、交換や、自分の手を相手の手の中に委ねる握手に伴う信頼は、このやりとりの行なわれる、現にその場面を超えて、持続する必要がない。約束に伴う信頼の場合は、より複雑であり、約束を交わすことによって創始される信頼/信託関係が、約束が成就されることによって平穏に解消されるか、約束を破るという行為によって、いわば暴力的に破壊される。このように、創始と終結の時点が確定しやすい信頼/信託関係は、その外で特別のかかわりを持たない他人どうしのあいだのものである場合が多い。ただし、他人どうしの信頼/信託関係であっても、特定の個人に特定の善を委ねる関係でなく、特別の悪意による干渉や攻撃の不在についての一般的信頼、たとえば街の通りや、誰でも出入りできる公共施設で、見知らぬ他人から暴力を受けないという種類の信頼は、創始の時点も、継続する期間も確定していないのが普通である。

ヒュームと信頼/信託：家族から公共社会へ

ここで、先に確認したヒュームのテキストで述べられた、自然な感情にもとづく家族的結合から、正義の規則にしたがう公共社会における個人間の関係へと、人間の社会性が成長する過程を振り返ろう。そして、そこで言及される両性の関係、親と子どもの関係、兄弟どうしの関係、そしてその先に見通される、家族の外の個人と個人の関係の背景に、いかなる信頼/信託の形態が重なり合い、絡み合っているのか、検討してみよう。

・両性の結びつきから家族的結合へ

まず、自然な欲求にもとづく両性の結びつきである。自由と必然性について述べる中で、ヒュームはこう言う。「二片の平坦な大理石がたがいに結びつくことの方が、性の異なる若い野蛮人二人が交合することよりも確実であろうか。」(T 2.3.1.8; SBN 402) しかし、性的な交わりとは、欲求の充足や快楽を求めるだけでなく、自分の体をもっとも無防備な状態で相手に委ねる行為であり、一方的な暴力によるのでない限り、相手が自分を傷つけないという安心があってはじめて行なわれるであ

ろう。とりわけ、その交わりが一回限りのものでなく、持続的な家族的結合につながる場合は、そうでなくてはならない。

実際、ヒュームは、性的な交わりに始まる結合がその後も維持され、生まれた子どもへの共通の関心によって強化されることを当然の前提としている。「(自然な欲求が) 両性を結びつけ、結合を維持して、やがて、二人のあいだの子どもに対する関心から新しい絆が生ずる。」(T 3.2.2.4; SBN 486) 試論「愛と結婚について」で、ヒュームはつぎのような寓話を語る。離れ離れになったアンドロギュノスの半身どうしを結びつけるために、ユピテルは「愛 (Love)」と「婚姻 (Hymen)」という二柱の神をつかわす。これら二柱の神には、それぞれに助言を与える寵臣がいる。「愛」の寵臣は「快楽 (Pleasure)」であり、「愛」がその時々束の間の快以上のものに目を向けないようにする。これに対し、「婚姻」に助言するのは「慎慮 (Care)」であり、「婚姻」がもつぱら将来の見込み、つまり、住まいを構え、家族を持ち、子どもを養うことに目を向けるようにする (Hume 1987, pp. 561f.)。その刹那の性の喜びを求めることにおいてさえ、人は相手が自分を傷つけようとしなことを信じ、相手に身を委ねる。そして、相手との持続的結合を保つ際には、自分の将来の幸福をも、かなりの程度相手に委ねるのである。

信頼/信託は、単に相手を手段としてあてにし、利用するというだけでなく、相手が自分に対して何ほどか配慮する、あるいは少なくとも自分を害する意図を持たないと信用することを含意する (Baier 1993, pp. 98f.)。とは言っても、信頼/信託は、必ずしも合理的な主体どうしの対等・平等な関係を前提とするわけではない。例えば、子どもは養育者、とりわけ親に対する無意識かつ選択によらない信頼/信託の状態から出発し、親もまた、子どもが自分たちの与える世話を受け止め、成長することを自分自身にとっての善と認め、その善の実現を結局のところ子ども自身の側に委ねている。しかし、親と子どもの関係は、少なくともその出発からかなりの期間、平等で独立した主体どうしの関係ではない。ヒュームも言うように、「両親がより優れた体力と知恵を生かして統治し、同時に、子どもに抱く自然な愛情が両親の支配力の行使を抑制する」のである (T 3.2.2.4; SBN 486)。統治は服従を要求する。ここに見られるのは、支配と被支配の、不平等な権力関係にはかならない。

成人と子どもの関係が不平等なのはやむを得ないかもしれない。しかし、それに加えて、家族中の成人どうしの関係も平等であるとは限らず、多くの場合、実際にも不平等である。それも、個々の家族についての事実として不平等だけでなく、社会的に通用している規範がその不平等を構造的に支え、強化している。

両親と子どもが生活をともにすることができている場合、子どもの世話には、両親が協同してあたるのが普通だと、一般的には言える。しかし、そうした場合でも、世話のどのような部分、どのような側面を、男親、女親のそれぞれが担うのか、分担の仕方はさまざまであり得る。とは言いながら、多くの場合に想定されるのは、男親がある意味で家族全体の面倒を見る (caring for) 一方、実際に子どもの身の回りの世話をする (care-giving) のは女親というパターンである。そして、こうしたケア責任の分配が、独立した主体どうしの自由な合意による場合は、仮にあるとしてもまれであり、ほぼ例外なく、男親と女親のあいだの、不平等な権力関係によって規定される。バイアーは言う。「財産も、仕事も、性的な奉仕も結婚した途端に夫のものになってしまったから、女性には、約束できるようなものは多く残っていなかったし、残っているものも、通常、同意や、約束を交すという形式を踏まずに取り上げられかねなかった。」(Baier 1993, p. 113)

こうした不平等は、しかし、信頼/信託の成立と継続を必ずしも妨げない。子どもと親が、子ども

の幸福という共通の善を大切に思っている限り、子どもは、親の統治に服しながらも、親を信頼し、親の手に自分の世話を委ねることができる。旧弊な父親が、幼い子どもの世話を主に母親に委ねる場合も、双方が、子どもの幸せを大切にすることで一致し、信頼し合うことは可能であろう (Ibid., pp. 120f.)。

自分にとって大切なものの世話を、人を信頼して委ねる側は、実際に世話をする仕事を人にさせるといふ点で、人に対する支配力を持っている。他方、その世話をどのように行なうかを人の裁量に任せるといふ点では、人が自分にとって大切なものを損ねる余地を許す弱さも持つ (Ibid., p. 99)。それに加えて、子どもの世話を母親である女性に任せる男性は、世話されているのが実際に自分の子どもであるかどうかについて、女性を信頼する立場にある。その点で、独特の弱さを持つ。そしてそれゆえに、その信頼が裏切られないよう、女性に特別の戒めを課そうとする。ヒュームは、「貞淑と慎み」を論ずる際に、人体の構造からして、女性の側では、自分が産んだ子が自分の子であることに間違いはあり得ないが、男性の側では、そのような保証が得難いことに触れて、こう述べる。「この、取るに足りない解剖学上の観察から、二つの性の教育や諸義務のあいだにある巨大な差異が引き出される。」(T 3.2.12.3; SBN 571)

こうして、ヒュームの叙述にバイアーの信頼概念を重ね合わせることによって浮かび上がるのが、父親と母親の関係と、両親と子どもの関係とが、必ずしも平等でない力関係を伴いながらも、自分にとっての善が家族の他の成員にとっても善であるという確信に基づく信頼関係のネットワークの上に、さしあたって安定した形で成り立つという描像である。「さしあたって」と言うのは、信頼を支える確信は、必ずしも根拠づけられたものではない、というより、その根拠づけを真剣に求めなければならないこと自体、信頼が揺らいでいる徴候であり、そもそも揺るぎなく根拠づけられにくい種類の確信だからである。

・家族の内と外

家族の個々の成員にとっての善が家族の全ての成員にとっての共通の善でもある家族的結合から、社会の成員個々にとっての異なる善をたがいに尊重し合う公共的な社会的関係への、人間の社会性の成長。この後者の段階の萌芽は、ヒュームによれば、家族の中で生ずる。すなわち、自他の所有を区別し、その区別を固定する規則を、親は兄弟たちのあいだで確立するというのである。ここで想定されているのは、親は、兄弟のそれぞれが、「住まいを構え、子どもを養う」人々の社会に加わることができるように配慮 (care) して、家財の譲渡その他の手配を行なうということであろう。この手配は、平等なものとは限らない (伊勢 2012, pp. 246f.)。しかし、親の子どもに対する配慮が兄弟のあいだで平等でないと子ども自身が気づいたとしても、子どもはなおも親を信頼し、その手配にしたがうことがあり得る。「子どもが、自分が⁵⁾ 望むほど、あるいは兄弟や友人たちが愛されているように見えるほど、自分は親に愛されていないと感ずるときでさえ、その子は、少なくとも自分にとって大切な善の多くを両親の世話を委ねてよいという全面的な確信を持ち続けるかもしれない。」(Baier 1993, p. 108) こうして、親の配慮するところにしたがって、子どもたちは一家の主人として、あるいは、そうした一家でなんらかの地位を占めるものとして、大きな社会の一員となっていくと考えられる。

以前私は、特別な関係を持たない人々どうしが「社会的結合の利点とそのための合意の必要性に気づく条件が、家族的結合の中で直接与えられると考えるのは、少し無理があるように思われる」

(伊勢 2012, p. 244) という形で、公共社会の萌芽が家族の中で生ずるというヒュームの議論に疑問を呈した。両性の結合から、両親と子どもからなる家族へ、さらに家族の外の公共社会へという段階を追ったヒュームの叙述を、社会の形成過程を時間軸に沿って記述したものと解釈するなら、この疑問はどうしても残らざるをえない。私はやはりそう考えている。

しかし、上に述べたように、兄弟のあいだの正義への配慮が、所有者からなる社会に子どもたちが加わることを前提として行われると考えれば、私が懸念したような飛躍は、ここにはないことになる。この読みは、ヒュームの段階的叙述において、先に述べられる段階が後の段階に先立って、後の段階で述べられる社会関係なしに存在する、というのではなく、実際には、各段階で述べられる社会関係がすべて並列して存在し、相互に影響を与え合うという解釈の方向を示唆する。両性の結合について最初に述べられるのは、両性の結合が他の社会関係の存在しない社会的真空で生ずるからではなく、より基礎的なニーズに基づいて生ずるために、説明の出発点としてわかりやすいからである。新たな家族的結合の軸となる性的結合をなす男女も、それぞれその両親によって生まれるのであるから、この二人の出会いも、実際にはいくつかの家族が共存する社会状態で生ずるはずである。同じように基礎的ニーズに基づく関係として、親子関係から説明を始めることも可能であろう。その場合は、子どもの親に対する信頼が、少なくとも当初は生得的で無条件に成立すると想定できるため、積み重なり合い、絡み合う信頼のネットワークの構造を明らかにするためには、むしろ好都合かもしれない。

ところで、家族の中で養われた社会性が、異なった家族の共存する社会を安定させるのはいかにしてか。ここで、家族の成員の基礎的ニーズを満たす世話が、必ずしも家族の中だけで行われるわけではないという事実に注目しよう。トロントが言うように、新生児を養育するというケア作業は、母親だけのものではなく、家族の他の成員や、家庭外の社会の人々も、多かれ少なかれそこにかかわる (Tronto 2013, p. 152)。同様に、親が年老いた時、一旦独立した子どもがその世話を担うこともあろうし、地域社会の人々の力を借りることもあろう。こうして、基礎的ニーズに対する世話が家族の枠を超えて広がる時、その世話を支える信頼/信託の関係もまた広がっていくと言える。

他方、このような中でも、子どもが成長する過程では、親は子どもそれぞれの独立性に配慮し、それぞれの持ち分に対する配慮を行わなければならない。また、独立した成人とみなされる個人が、家族の他の成員や、家族の外の人々に対して求める世話は、幼い子どもが親に求めるような全面的で無際限なものではあり得ない。このような中では、自他に固有のものを定め、たがいにそれを犯さないということに始まる正義が、人と人との関係を律する徳となる。こうした関係を支えるのもまた、他人が自分に固有のもの、すなわち所有を尊重し、あえて損なおうとしないという信頼である。こうして、信頼/信託の内容が、子どもの世話のように、委ねられた善を積極的に促進することから、人の所有を尊重する場合のように、あえてその善を損なわないという消極的なものに移っていくと、特別の関係のない、広い範囲の個人のあいだで、信頼/信託関係を確立し維持することが可能になってくると考えられる。

このように、家族のあいだでの信頼/信託を核として、より広範囲な信頼/信託関係がたがいに影響を与えつつ積み重なっていく中で、いわばより上層にある、たがいの善に積極的に配慮し合う関係にない人々のあいだの信頼は、より下層にある、家族や朋友のあいだの、より人為的でなく、随意でない形の信頼を必要とする (Baier 1993, p. 112)。他方で、所有のような人為的制度は、信頼を社会全体に広げることによって、より下層にある信頼を安定させる方向に働くであろう⁶⁾。

信頼 / 信託のネットワークにおける習慣と前習慣

トロントがヒュームに見出した問題は、善意すなわち他者の善や幸福に対する直接的な配慮と、特別なかわりやたがいへの配慮を持たない人々どうしの関係を律する正義がいかにつながり得るかということであった。ここまでの検討から引き出される、この問いへの答えは、他者の善を自分にとって共通の善とする関係と、自分の善と区別された他者の善をたがいに尊重し合う関係とが、画然と分離されたそれぞれの領域に存在するのではない、というものである。要するに、家族と公共社会の連続性である。幼い子どもや年老いた人への世話は、家族の成員にのみよってなされるものでなく、この世話を委ねる信頼関係は、家族の外に広がり得る。他方で、家族のうちでも、子どもが成長するにつれ、子どもは、独立した、それぞれに固有の善を尊重されるべき存在として扱われるようになる。ここに成立する、もう一つのレベルの信頼が、家族や知己の範囲を超えた大きな社会の成員のあいだに広げられていくことによって、家族のうちに生ずる正義の萌芽が、より大きな社会を支えるものとして成長していく。こうして、家族を中心とするケア関係と、公共社会における、所有と契約によって律せられる社会関係とは、ともに、家族の軸をなす両性のあいだ、親と子どものあいだ、家族とその周辺の知己のあいだ、より大きな社会における個人と個人のあいだに、重なり合い、絡み合う形で存在する信頼 / 信託のネットワークの上に成立する。

トロントの指摘する、ケアと公共的価値との分離を乗り越え、民主主義的なケアを実現する上で求められるのは、ケア関係を家族の外へ開き、広げると同時に、家族の内外でのケア責任の分配に正義をもたらすことであろう。以上の信頼 / 信託関係のネットワークの検討は、この可能性をより具体的に示すための、基礎的な作業の一部をなす。

それと同時に、これまでの考察から見てとることができるのは、そもそも信頼 / 信託のネットワークの形成が始まるにあたっての、無根拠で、無際限で、無意識な基礎的信頼の役割である。子どもは、自分が生きていくためのニーズを満たしてくれることについて、自ら意識はせず、根拠も持たないが、無条件に養育者に委ねる態度を持って生まれてくる。こうした無際限な信頼から出発して、子どもは家族の内外の人々と交わりはじめ、次第次第に、誰に何をどこまで信じ委ねてよいか、経験から学び、場面と相手に応じて適切に振る舞う習慣を身につける。そのときどきに、人と人との個別の関係を支える土台は、それがうまく機能している限りは通常意識に上らない習慣的態度である。しかし、こうした習慣的態度の構造が形成される出発点にあるのは、それ自体はア・プリオリな根拠をもたず、経験によって限界づけられてもいない、前習慣的態度なのである。

付記

本研究は JSPS 科研費 25370035 の助成を受けている。

また、本稿の第一章は、2015 年 4 月 25 日の応用哲学会第 7 回年次大会における発表、および同年 5 月 2 日に行なった京都哲学史研究会における発表をもとにしている。

注

- 1) ヒューム『人間本性論摘要』のテキストの箇所は、略号 'A' に続き、Hume 2007 のパラグラフ番号で示し、さらに 'SBN' に続いて Hume 1978 (Selby-Bigge / Nidditch 版) のページ数を併記する。
- 2) ヒューム『人間本性論』のテキストの箇所は、略号 'T' に続き、Hume 2007 のパラグラフ番号で示し、さらに 'SBN' に続いて Hume 1978 (Selby-Bigge / Nidditch 版) のページ数を併記する。
- 3) ケアのニーズへの気づき (caring about)、ケア責任の引き受け (caring for)、ケアの実行 (care-giving)、ケアへの応答 (care-receiving) (Tronto 1993, pp. 105ff., 2003, pp. 22f.)。

- 4) ここでのバイアーの議論は、約束による責務を生み出す精神の作用は何かという問題設定によるヒュームの議論展開を下敷きにしている。T 3.2.5.1-7; SBN 514ff. を見よ。
- 5) バイアーは 'she' という人称代名詞を用いている。
- 6) こうした、異なったレベルの社会的関係に即した信頼が相互に影響を与え合う中で、それぞれのレベルでの権力や財の分配のあり方も変化していくであろう。「民主主義的なケア」を支えるべき信頼のネットワークのあり方を構想する上では、より平等な権力と財の分配がいかんして実現し得るかについて、具体的な検討が必要である。これは今後の課題とする。一般的には、権力と財のより平等な関係が信頼を強化すると言いたいのが、権力と財において優位であることが、劣位にある者が自分の期待に応えるという安心を支える場合があることも否定できない。

参考文献

- Baier, Annette C. (1993), "Trust and Antitrust", *Moral Prejudices*, Harvard University Press, pp. 95-129.
- ギブソン、J. J. (1985) 『生態学的視覚論——ヒトの知覚世界を探る——』 古崎敬・古崎愛子・辻敬一郎・村瀬旻訳、サイエンス社。
- Hume, David (1978), *A Treatise of Human Nature*, edited by L. A. Selby-Bigge and P. H. Nidditch, Oxford University Press.
- (1987), "Love and Marriage", *Essays, Moral, Political, and Literary*, edited by Eugene F. Miller, Liberty Fund, pp. 557-562.
- (2007), *A Treatise of Human Nature*, edited by David Fate Norton and Mary J. Norton, Oxford University Press.
- 伊勢俊彦 (2012) 「解説 ヒューム『人間本性論』の道德哲学」、デイヴィッド・ヒューム『人間本性論 第3巻 道德について』伊勢俊彦・石川徹・中釜浩一訳、法政大学出版局、pp. 210-310。
- Noddings, Nel (1984), *Caring: a feminine approach to ethics and moral education*, University of California Press.
- ストローソン、P. F. (1978) 『個体と主語』中村秀吉訳、みすず書房。
- Tronto, Joan C (1993), *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care*, Routledge.
- (2013), *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*, New York University Press.
- ユクスキュル／クリサート (2005) 『生物から見た世界』日高敏隆・羽田節子訳、岩波文庫。

(本学文学部教授)